

# 白岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第1条、第2条及び第4条関係

引用条項の改正等に伴う所要の文言整理を行う。

### (2) 第3条関係

引用条項の改正に伴う所要の文言整理及び地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の規定を加える。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。